

青森県健康経営認定制度 要件の解説

青森県健康福祉部がん・生活習慣病対策課

<前提要件について>

青森県健康経営認定制度は県の施策として行うものであるため、県内経済に貢献し、かつ公序良俗に反しない事業所について認定の是非を検討することとし、以下の3点を事業所の前提要件として設定する。

青森県健康経営認定制度前提要件

1 県内に事業の拠点があり、県税の滞納がないこと。

本社所在地が県外であっても、県内に事業の拠点があり、申請日から過去3年以内に県税の滞納がないものを認定の対象とする。

2 労働基準法、労働安全衛生法、健康増進法等の関係法令に重大悪質な違反をしていないこと。

法令違反や労働災害の発生等の安全衛生上の課題がない事業所を認定の対象とするが、申請日から過去3年以内に労働基準監督署による監査で是正勧告書による是正報告が求められた場合に、期限内に是正報告書が提出されている事業所は要件を満たしているとみなす。

また、法人が経営する事業所もしくは常勤従業員が5人以上の個人が経営する事業所については、協会けんぽに加入している事業所のみを認定の対象とする。

3 暴力団等の反社会的勢力に所属せず、これらのものとの関係を有していないこと。

暴力団排除を推進するため、県民生活の安全と平穏の確保及び県経済の健全な発展に寄与する事業所を認定の対象とする。

基準適合を証する
添付資料

過去3年間について上記要件に適合している旨の誓約書(様式2_別紙1)

<認定要件について>

1 経営理念

<p>認 定 要 件</p>	<p>① 事業主自身が健康診断を受診しており、かつ、健康宣言を行っていること。（必須要件）</p>
<p>設 置 趣 旨</p>	<p>事業主本人が主体的に健康管理の行動規範となるべきことから、事業主自身の健康診断の状況を確認するとともに、事業主が従業員の健康管理を組織的に取り組む旨を文書等へ明文化することにより、従業員が事業主の考えを理解し、組織の一員として取組への協力及び自身の健康管理に努めること評価する。</p>
<p>評 価 基 準</p>	<p>i 事業主が、申請日から過去1年以内に労働安全衛生法第66条第1項に基づく一般定期健康診断の項目以上について健康診断を受診していること。 ※労働安全衛生法第66条第1項に基づく一般定期健康診断の項目（労働安全衛生規則44条第1項）</p> <ul style="list-style-type: none"> ①既往歴及び業務歴の調査 ②自覚症状及び他覚症状の有無の検査 ③身長、体重、腹囲、視力及び聴力の検査 ④胸部エックス線検査及び喀痰検査 ⑤血圧の測定 ⑥貧血検査 ⑦肝機能検査 ⑧血中脂質検査 ⑨血糖検査 ⑩尿検査 ⑪心電図検査 <p>ii 協会けんぽ加入事業所については、申請日時点で協会けんぽに「健康宣言登録シート」を提出済であること。</p> <p>iii 協会けんぽ非加入事業所（従業員5人未満の個人経営事業所に限る）については、申請日時点で従業員に健康宣言を周知していること。</p>
<p>基準適合を証する添付資料等</p>	<ul style="list-style-type: none"> □ 事業主の健診受診日、受診機関名を様式2（調書）に記載すること。 □ 協会けんぽ加入事業所については、協会けんぽに提出した「健康宣言登録シート」の写し。 □ 協会けんぽ非加入事業所については、従業員に健康宣言を周知した事実が分かるもの。（例：事業所入口掲示板等に掲示した写真、自社のホームページに掲載した写し、社内文書等の写し等）

2 組織体制

<p>認定要件</p>	<p>② 産業医、衛生管理者等により健康管理の体制が構築されていることに加えて、認定の申請年度又はその前年度に開催された青森県医師会健やか力推進センター（以下「健やか力推進センター」という。）の健康づくり担当者の養成研修等を修了した者が健康づくり担当者として定められていること。（認定の更新の場合は、認定時に定められた健康づくり担当者が、認定の更新の申請年度又はその前年度に開催された健やか力推進センターの健康づくり担当者更新研修を修了している場合を含む。）</p> <p>ただし、常勤従業員50人未満の事業所にあつては認定の申請年度又はその前年度に開催された健やか力推進センターの健康づくり担当者の養成研修等を修了した者が健康づくり担当者として定められていればよい。（認定の更新の場合は、認定時に定められた健康づくり担当者が、認定の更新の申請年度又はその前年度に開催された健やか力推進センターの健康づくり担当者更新研修を修了している場合を含む。）（必須要件）</p>
<p>設置趣旨</p>	<p>担当者を配置することにより、事業主や保険者等との連絡ルートが確立され、従業員の健康管理に組織的に取り組める体制が構築されている事業所を評価する。</p>
<p>評価基準</p>	<p>i 常勤従業員50人以上の事業所については、産業医、衛生管理者が選任されていることに加えて、認定の申請年度又はその前年度に開催された健やか力推進センターの健康づくり担当者の養成研修等を修了した者が、申請日時点で従業員の健康管理（健康診断や保健指導等の連絡窓口等の実務）を担当する者として選任されていること。</p> <p>ii 常勤従業員50人未満の事業所については、認定の申請年度又はその前年度に開催された健やか力推進センターの健康づくり担当者の養成研修等を受講した者が、申請日時点で従業員の健康管理を担当する者として選任されていればよいものとする。</p> <p>iii i及びiiの場合においても、健やか力推進センターが「健康づくり担当者の養成研修」と同等程度と認める研修を修了した者が、申請日時点で健康づくり担当者として定められている場合も認定の対象とする。</p>
<p>基準適合を証する添付資料等</p>	<p><input type="checkbox"/> 健やか力推進センター「健康づくり担当者の養成研修」の修了証の写し（健やか力推進センターが当該研修と同等程度と認める研修の修了証の写しでも可）</p> <p><input type="checkbox"/> 研修修了者が健康づくり担当者として定められている事実が確認できるもの（例：事務分担表又は事業主の申立書等）</p> <p><input type="checkbox"/> 労働基準監督署に提出した直近の「総括安全衛生管理者・安全管理者・衛生管理者・産業医選任報告様式」の写し（常勤従業員50人未満の事業所については不要。）</p>

2 組織体制

<p>認定要件</p>	<p>③ 治療と仕事の両立支援のための環境が整えられていること。（選択要件）</p>
<p>設置趣旨</p>	<p>疾病を抱えながら仕事を続ける者が増えている一方で、仕事を理由に治療を中断したり、病気休暇を利用せず退職に至るケースが見られることから、厚生労働省が平成28年2月に公表（平成31年3月改訂）した「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」に沿った取組を行っている事業所を評価する。 なお、平成27年12月16日に施行された「青森県がん対策推進条例」、「改正がん対策基本法」においてもがん患者就労環境の整備が事業主の努力義務として求められている。</p>
<p>評価基準</p>	<p>上記ガイドラインに基づいた以下の環境整備のいずれか1つ以上に申請日時点で取り組んでいること。</p> <ul style="list-style-type: none"> i 研修等による意識啓発 ii 相談窓口の明確化 iii 時間単位の休暇制度 iv 時差出勤制度などの検討・導入 v 主治医とのやり取りに関する各種様式の整備
<p>基準適合を証する添付資料等</p>	<p>以下のうち、いずれか1つ以上を提出すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 研修等による意識啓発を目的とした研修等の開催の事実が分かるもの <input type="checkbox"/> 相談窓口の担当者について従業員に周知した社内文書等の写し <input type="checkbox"/> 時間単位の休暇制度について定められた就業規則の写し又は時間単位の休暇制度について従業員に周知した社内文書等の写し <input type="checkbox"/> 時差出勤制度について定められた就業規則の写し又は時差出勤制度について従業員に周知した社内文書等の写し <input type="checkbox"/> 主治医とのやり取りに関して整備した各種様式の写し

事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン

本ガイドラインは、がん、脳卒中、心疾患、糖尿病、肝炎などの治療が必要な疾病を抱える労働者に対して、事業場において適切な就業上の措置や治療に対する配慮が行われるよう、事業場における取組をまとめたもの。

背景・現状

- 治療技術の進歩等により、「不治の病」から「長く付き合う病気」に変化
(例：がん5年相対生存率が向上 平成5～8年53.2% → 平成15～17年58.6%)
- 仕事をしながら治療を続けることが可能な状況
(例：仕事をもちながら、がんで通院している者が多数 平成22年32.5万人)
- 仕事上の理由で適切な治療を受けることができないケースがみられる
(例：糖尿病患者の約8%が通院を中断、その理由は「仕事(学業)のため、忙しいから」が最多の24%)

→ 疾病にり患した労働者の治療と職業生活の両立が重要な課題

- 治療と職業生活の両立に悩む事業場が少ない
(例：従業員が私傷病になった際、企業が従業員の適正配置や雇用管理等に苦慮する事業所90%)

→ 事業場が参考にできるガイドラインの必要性

治療と職業生活の両立支援を行うための環境整備

- 労働者や管理職に対する研修等による意識啓発
- 労働者が安心して相談・申出を行える相談窓口の明確化
- 短時間の治療が定期的に繰り返される場合などに対応するため、時間単位の休暇制度、時差出勤制度などの検討・導入
- 主治医に対して業務内容等を提供するための様式や、主治医から就業上の措置等に関する意見を求めるための様式の整備
- 事業場ごとの衛生委員会等における調査審議

治療と職業生活の両立支援の進め方

① 労働者が事業者へ申出

- ・労働者から、主治医に対して、一定の書式を用いて自らの業務内容等を提供
- ・それを参考に主治医が、一定の書式を用いて症状、就業の可否、時短等の望ましい就業上の措置、配慮事項を記載した書面を作成

- ・労働者が、主治医に作成してもらった書面を、事業者へ提出

② 事業者が産業医等の意見を聴取

- ・事業者は、労働者から提出された主治医からの情報を、産業医等に提供し、就業上の措置、治療に対する職場での配慮に関する意見を聴取

③ 事業者が就業上の措置等を決定・実施

- ・事業者は、主治医、産業医等の意見を勘案し、労働者の意見も聴取した上で、就業の可否、就業上の措置(作業の転換等)、治療に対する配慮(通院時間の確保等)の内容を決定・実施

※その際には、上記の具体的な支援内容をまとめた「両立支援プラン」の作成が望ましい

「がんに関する留意事項」の概要

本留意事項は、疾病を有する労働者に対する治療と職業生活の両立支援のうち、特に「がん」に関して留意すべき事項をまとめたもの。

がんに関する基本情報

- 生涯のうちに、日本人の2人に1人ががんに罹患
- 年間約85万人*が新たにがんと診断され、うち約3割が就労世代
※国立がん研究センター「がん登録・統計」による2011年推計値
- がんの5年相対生存率は向上(平成5～8年53.2% → 平成15～17年58.6%)
- 仕事をもちながら、がんで通院している者は約32.5万人*
※平成22年国民生活基礎調査に基づく推計
- 入院日数は減少傾向にある一方、外来患者は増加傾向

治療と職業生活の両立支援に当たっての留意事項

(治療に関する留意事項)

- 治療や経過観察の長期化、予期せぬ副作用等の出現等が考えられ、経過によって就業上の措置や治療への配慮の内容を変更する必要があるため、労働者は次の点に留意し、事業者に対して必要な情報を提供することが望ましい。

- ①手術を受ける場合は、手術後の経過や合併症などに個人差があること。
- ②抗がん剤治療は、1～2週間程度の周期で行うため、副作用によって周期的に体調変化を認めることがあり、特に倦怠感や免疫力低下が問題となること。
- ③放射線治療は、基本的に毎日(月～金、数週間)照射を受けることが多いこと。また、治療中は通院による疲労に加え、治療による倦怠感等が出現することがあるが、症状の程度には個人差が大きいこと。

(メンタルヘルス面への配慮)

- がんの診断が主要因となってメンタルヘルス不調に陥る場合もあるため、治療の継続や就業に影響があると考えられる場合には、適切な配慮を行うことが望ましい。
- がんと診断された者の中には、精神的な動揺や不安から早まって退職を選択する場合があることにも留意が必要。

○平成28年12月6日「青森県がん対策推進条例」可決・成立、16日公布・施行。

(事業者の責務)

第7条 事業者は、県が実施するがん対策の推進に関する施策に協力し、労働者に対するがん検診の受診の勧奨その他の労働者の健康の保持増進の措置を講ずるよう努めなければならない。

2 事業者は、労働者又はその家族ががんに罹患した場合には、がんに罹患した労働者が治療を受け、若しくは療養し、又は労働者ががんに罹患した家族を看護し、若しくは介護することができるよう就労環境の整備に努めなければならない。

○平成28年12月9日「改正がん対策基本法」可決・成立、16日公布・施行。

(事業主の責務)

第8条 事業主は、がん患者の雇用の継続等に配慮するよう努めるとともに、国及び地方公共団体が講ずるがん対策に協力するよう努めるものとする。

3 制度・施策実行(従業員の健康課題の把握と必要な対策の検討)

<p>認定要件</p>	<p>④ 全ての常勤従業員が労働安全衛生法第66条第1項に定める一般定期健康診断を受けていること。 (選択要件)</p>
<p>設置趣旨</p>	<p>各事業所の健康課題を把握し、必要な対策を講じるための前提として、従業員の定期健康診断の受診が徹底されている事業所を評価する。</p>
<p>評価基準</p>	<p>以下のいずれにも取り組んでいること。 i 長期の病気休職等やむを得ない理由がある者を除き、<u>申請日から過去1年以内</u>における一時点での従業員の定期健康診断の受診率が95%以上であること。 ii 未受診者について、早期に受診するように何らかの働きかけを行っていること。</p>
<p>基準適合を証する添付資料等</p>	<p>【常勤従業員50人未満の事業所の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 定期健康診断の結果について記載した「健康診断結果申告書」(様式2_別紙2) <input type="checkbox"/> 定期健康診断の未受診者に対して、早期受診の働きかけを行った事実が確認できるもの <p>【常勤従業員50人以上の事業所の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 定期健康診断の結果について労働基準監督署に提出した定期健康診断結果報告書の写し <input type="checkbox"/> 定期健康診断の未受診者に対して、早期受診の働きかけを行った事実が確認できるもの

3 制度・施策実行(従業員の健康課題の把握と必要な対策の検討)

<p>認定要件</p>	<p>⑥ 常勤従業員に対して事業所が実施したがん検診の受診記録を保管しており、市町村の求めがあった場合に提供可能であること。 (選択要件)</p>
<p>設置趣旨</p>	<p>青森県はがんによる死亡率が極めて高いことを踏まえ、市町村による住民のがん検診受診状況の把握を支援する事業所を評価する。 なお、がん検診の内容は厚生労働省が推奨する科学的根拠に基づく「5大がん」の検診に限定する。</p>
<p>評価基準</p>	<p>以下のいずれにも取り組んでいること。 i <u>申請日から過去1年以内</u>に実施したがん検診の受診記録について、<u>申請日時点で</u>保管していること。 ii 受診記録の提供に係る同意書を受診した従業員から徴した上で、当該従業員の住民票がある各市町村から求めがあった場合に迅速に対応できるような状態であること。</p>
<p>基準適合を証する添付資料等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 事業所が実施したがん検診の受診記録の写し <input type="checkbox"/> 事業所が実施したがん検診を受診した従業員が、受診記録を当該従業員の住民票がある市町村に提供することについて同意した文書の写し

■厚生労働省が推奨する科学的根拠に基づく「5大がん」検診

「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」(健発第0331058号 平成20年3月31日厚生労働省健康局長通知 平成28年2月4日一部改正)において、市町村による科学的根拠に基づくがん検診を推進

種類	検査項目	対象者	実施回数
胃がん検診	<ul style="list-style-type: none"> ・問診 ・胃部エックス線検査 または胃内視鏡検査 	50歳以上の者 (胃部エックス線検査については、当分の間、40歳以上の者を対象としても差し支えない)	原則2年に1回 (当分の間、胃部エックス線検査を年1回実施しても差し支えない)
子宮頸がん検診	<ul style="list-style-type: none"> ・問診 ・視診 ・子宮頸部細胞診 ・内診 	20歳以上の女性	2年に1回
肺がん検診	<ul style="list-style-type: none"> ・問診 ・胸部エックス線検査 ・喀痰細胞診 	40歳以上の者	年1回
乳がん検診	<ul style="list-style-type: none"> ・問診 ・マンモグラフィ 	40歳以上の女性	2年に1回
大腸がん検診	<ul style="list-style-type: none"> ・問診 ・便潜血検査 	40歳以上の者	年1回

3 制度・施策実行(健康経営の実現に向けた基礎的な土台づくり)

<p>認定要件</p>	<p>⑦ 常勤従業員を対象とした福利厚生事業として健康づくり（禁煙支援を除く。）に取り組んでいること (選択要件)</p>
<p>設置趣旨</p>	<p>事業所全体の健康意識の底上げを図るため、福利厚生事業の一環として、従業員の健康づくりに資する取組を行っている事業所を評価する。 なお、禁煙支援に対する取組状況については、別途要件を設ける。</p>
<p>評価基準</p>	<p>申請日から過去1年以内に福利厚生事業として、以下のいずれか1つ以上に取り組んでいること。</p> <ul style="list-style-type: none"> i 食生活改善を促す取組（例：健康に配慮した仕出し弁当の利用促進、自動販売機の飲料の内容を低糖・無糖・低カロリーのものに変更 等） ii 運動習慣の定着を促す取組（例：従業員全員によるラジオ体操やストレッチの実施、フィットネスクラブとの法人契約、従業員間対抗歩数競争の実施 等） iii 健康をテーマとした研修等の開催 iv 健康診断、がん検診、人間ドック等の受診費用の会社負担 v B型・C型肝炎ウイルス検査の受検勧奨 vi その他事業所独自の取組で県が健康づくりに資すると認める取組
<p>基準適合を証する添付資料等</p>	<p>以下のうち、いずれか1つ以上を提出すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 食生活改善を促す取組に係る制度や仕組みが整備されている事実が確認できるもの <input type="checkbox"/> 運動習慣の定着を促す取組に係る制度や仕組みが整備されている事実が確認できるもの <input type="checkbox"/> 健康をテーマとした研修等の開催の事実が確認できるもの <input type="checkbox"/> 健康診断（協会けんぽの生活習慣病予防健診等）、がん検診、人間ドック等の自己負担費用について事業所が助成している制度や仕組みが整備されている事実又は費用を事業所が助成した事実が確認できるもの <input type="checkbox"/> 健康診断の項目にB型・C型肝炎ウイルス検査が（オプション等として）含まれていることが確認できるもの <input type="checkbox"/> 上記以外の事業所独自の健康づくりに資する取組がある場合は、取組内容が確認できるもの

3 制度・施策実行(従業員の心と身体の健康づくりに向けた具体的施策)

<p>認定要件</p>	<p>⑧ 常勤従業員に対して健康診断やがん検診後の事後措置や、保健指導を受ける機会を提供していること。 (選択要件)</p>
<p>設置趣旨</p>	<p>生活習慣の改善等を促すための保険者による特定保健指導、がん検診後の再検査について、従業員が受診しやすい環境を整えている事業所を評価する。</p>
<p>評価基準</p>	<p>以下のいずれか1つ以上に取り組んでいること。 i 従業員が健康診断及びがん検診後の再検査等の事後措置に取り組みやすくするため、申請日時点で受診時間の就業時間認定又は特別休暇等認定を行っていること。 ii 保険者による特定保健指導の実施を促すため、申請日時点で指導時間の就業時間認定又は特別休暇等認定を行っていること。</p>
<p>基準適合を証する添付資料等</p>	<p>以下のうち、いずれか1つ以上を提出すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 健康診断及びがん検診後の再検査等について、受診時間の就業時間認定又は特別休暇等認定を行っていることが定められた就業規則の写し又はその旨を従業員に周知した社内文書等の写し <input type="checkbox"/> 特定保健指導の受診について、受診時間の就業時間認定又は特別休暇等認定を行っていることが定められた就業規則の写し又はその旨を従業員に周知した社内文書等の写し

3 制度・施策実行(従業員的心と身体の健康づくりに向けた具体的施策)

<p>認定要件</p>	<p>⑨ 受動喫煙防止対策を実施しており、空気クリーン施設の認証を受けていること。 (必須要件)</p>
<p>設置趣旨</p>	<p>喫煙及び受動喫煙は、がん、循環器疾患、糖尿病等の様々な疾患の原因となることが科学的根拠により明らかとなっていること、青森県がん対策推進条例で事業者は労働者の受動喫煙を防止するため対策を講ずることを配慮しなければならないとされたことを踏まえ、建物内禁煙を実施している事業所を評価する。</p>
<p>評価基準</p>	<p>以下のうち、いずれかに取り組んでいること。</p> <ul style="list-style-type: none"> i 青森県が定めた「空気クリーン施設（受動喫煙防止対策実施施設）」・「空気クリーン車（受動喫煙防止対策実施車両）」推進事業実施要領に基づき、<u>申請日時点で空気クリーン施設（施設内禁煙施設）の認証を受けていること。</u> ii 受動喫煙防止対策として施設内禁煙を実施としているが、<u>申請日時点で空気クリーン施設の認証を受けていない場合は、別途空気クリーン施設の届出書を提出すること。</u> なお、届出内容に不備があった場合は、当該基準の適合は認められない。
<p>基準適合を証する添付資料等</p>	<p>【空気クリーン施設の認証を受けている場合】</p> <p><input type="checkbox"/> 空気クリーン施設の適合証（「空気クリーン施設」ステッカー）の交付を受けた日を様式2（調書）に記載すること。</p> <p>【申請日時点で空気クリーン施設の認証を受けていない場合】</p> <p><input type="checkbox"/> 空気クリーン施設の届出書を提出した日を様式2（調書）に記載すること。</p>

空気クリーン施設認証制度

空気クリーン施設(受動喫煙防止対策実施施設)

- 要件は①室内禁煙 ②灰皿がない

空気クリーン車(受動喫煙防止対策実施車両)

- 要件は①禁煙車の明示 ②灰皿を使用していない

平成31年3月末現在 **4,106件**

(空気クリーン施設3,193件 空気クリーン車913台)

本県の成人喫煙率(平成28年国民生活基礎調査)

男性:36.5%(全国ワースト2位)

女性:12.2%(全国ワースト2位)



受動喫煙防止対策実施施設
空気クリーン施設



施設内は全面禁煙です。

空気がきれいな施設には、このステッカーが貼ってあります。

届出をすると??



(裏面)届出書で届出ができます!禁煙施設の届出をお待ちしています!

届出先:管轄する県保健所へ(青森市はがん・生活習慣病対策課へ)

「空気クリーン施設(受動喫煙防止対策実施施設)」・「空気クリーン車(受動喫煙防止対策実施車両)」推進事業実施要領より抜粋

第5 地域県民局地域健康福祉部は、管轄の対象施設及びタクシー等の車両に対し以下の事業を行い、登録制度の普及を促進する。

- (1)「空気クリーン施設」・「空気クリーン車」届出書(様式1)の受理

詳しくは、県ホームページへ

青森県 空気クリーン

青森県がん・生活習慣病対策課

平成31年4月更新

(様式1)

「健康あおり推進隊『空気クリーン施設(受動喫煙防止対策実施施設)』・『空気クリーン車(受動喫煙防止対策実施車両)』

届出書

令和 年 月 日

殿

申請者 施設名 _____

代表者氏名 _____

住所 _____

電話番号 _____

下記のとおり、『空気クリーン施設』・『空気クリーン車』の認定を受けたいので、健康あおり推進隊『空気クリーン施設(受動喫煙防止対策実施施設)』・『空気クリーン車(受動喫煙防止対策実施車両)』推進事業実施要領の第5の1の規定により申し込みます。

また、認定された場合は、適合証(「健康あおり推進隊『空気クリーン施設』等ステッカー)を交付されるようお願いいたします。

認定希望施設等	所在地	
	名称	(タクシー等の車両の場合 車種 車両番号)
	種別	1官公庁 2文化施設 3教育・保育施設 4医療施設(機関) 5福祉・介護施設 6体育施設 7事業所(50人以上、50人未満) 8公共交通機関 9飲食店 10宿泊施設 11その他施設() 12 タクシー等の車両
公表の希望	1 インターネットによる公表を	承諾する しない

* ステッカー発行状況

登録番号 _____

3 制度・施策実行(従業員の仕事と身体への健康づくりに向けた具体的施策)

<p>認定要件</p>	<p>⑩ 常勤従業員に対してメンタルヘルス対策が行われていること。(選択要件)</p>
<p>設置趣旨</p>	<p>メンタルヘルス不調の予防や不調者発生時の適切な労働支援体制を整えている事業所を評価する。</p>
<p>評価基準</p>	<p>青森労働局「メンタルヘルス対策に係る推進計画(2018年度(平成30年度)～2022年度)」で、事業場に求められている以下の取組のうち4つ以上を、申請日から過去1年以内に実施していること。</p> <ul style="list-style-type: none"> i 衛生委員会等での調査審議の徹底 ii ストレスチェックの実施制度の履行確保 iii 事業場における実態の把握 iv 「心の健康づくり計画」の策定 v 事業場内体制の整備 vi 教育研修の実施 vii 職場環境等の把握と改善 viii 相談窓口の設置 ix 職場復帰支援 x 長時間労働者等に対する面接指導等の実施の徹底
<p>基準適合を証する添付資料等</p>	<p>以下のうち、いずれか4つ以上を提出すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> メンタルヘルス対策を審議する衛生委員会等の開催の事実が確認できるもの <input type="checkbox"/> ストレスチェックの実施体制及び実施状況が確認できるもの <input type="checkbox"/> 事業場における心の健康問題に係る実態を把握している事実が確認できるもの <input type="checkbox"/> 「心の健康づくり計画」の写し <input type="checkbox"/> 事業場内体制の整備としてメンタルヘルス推進担当者等が配置されている事実が確認できるもの <input type="checkbox"/> 教育研修の実施としてメンタルヘルスに関する研修等の開催の事実が確認できるもの <input type="checkbox"/> 労働者又は管理監督者からの意見のほか、ストレスチェック結果等から職場環境等を把握し、必要な改善を図ったことが確認できるもの <input type="checkbox"/> 相談窓口の担当者について、従業員に周知した社内文書等の写し <input type="checkbox"/> 「職場復帰支援プログラム」の写し <input type="checkbox"/> 長時間労働者等に対する面接指導等の実施までの手順が確認できるもの

青森労働局「メンタルヘルス対策に係る推進計画(2018年度(平成30年度)～2022年度)」の概要

1 基本方針

事業場のメンタルヘルス対策を推進するため、「労働者の心の健康の保持増進のための指針」(平成18年健康保持増進のための指針公示第3号。)に基づく取組と併せ、「心理的な負担の程度を把握するための検査及び面接指導の実施並びに面接指導結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針」(平成27年心理的な負担の程度を把握するための検査等指針公示第1号)に基づくストレスチェック制度の履行確保を指導するとともに、青森産業保健総合支援センター等の事業場外資源の積極的な利用勧奨を図るものとする。

2 期 間 2018年度(平成30年度)から2022年度までの5年間

3 対 象 労働者を使用するすべての事業場

4 目 標 本推進計画の期間の最終年度において、労働者数30人以上の事業場におけるメンタルヘルス対策取組率を80%以上とする。

5 労働局及び労働基準監督署の実施事項

(1) 事業場に対する指導等の実施

- ア 経営トップに対する指導等
- イ 監督指導、個別指導、集団指導等の実施
- ウ 衛生管理等特別指導事業場に対する指導の実施

(2) 関係団体等との連携

(3) 支援事業の活用等

- ア 支援事業の活用促進
- イ 青森産業保健総合支援センターとの連携

(4) 関係行政機関との連携

6 事業場におけるメンタルヘルス対策の具体的推進事項

- (1) 衛生委員会等での調査審議の徹底
- (2) ストレスチェック制度の履行確保
- (3) 事業場における実態の把握
- (4) 「心の健康づくり計画」の策定
- (5) 事業場内体制の整備
- (6) 教育研修の実施
- (7) 職場環境等の把握と改善
- (8) 相談窓口の設置
- (9) 職場復帰支援
- (10) 長時間労働者等に対する面接指導等の実施の徹底
- (11) 個人情報保護
- (12) 不利益な取扱いの防止

3 制度・施策実行(従業員的心と身体健康づくりに向けた具体的施策)

<p>認定要件</p>	<p>⑪ 常勤従業員に対して禁煙支援を実施していること。(選択要件)</p>
<p>設置趣旨</p>	<p>青森県の喫煙率は全国的に極めて高いことを踏まえて、禁煙に取り組む従業員を職員をサポートする事業所を評価する。 青森県男性喫煙率36.5% (全国ワースト2位) 青森県女性喫煙率12.2% (全国ワースト2位) 出典：H28国民生活基礎調査</p>
<p>評価基準</p>	<p>以下のうち、いずれかに取り組んでいること。 i 申請日から過去1年以内に禁煙治療費の自己負担費用の助成を行っていること。 ii 禁煙治療費の助成を行っていない場合は、申請日から過去1年以内に以下のうち2つ以上に取り組んでいること。 ・従業員を対象とした禁煙セミナーの開催 ・行政等が主催する喫煙、受動喫煙に関する研修会への参加 ・事業所独自の禁煙支援の取組(禁煙マラソン、禁煙グッズ購入費用の助成、)</p>
<p>基準適合を証する添付資料等</p>	<p>【禁煙治療費の助成を行っている場合】</p> <p><input type="checkbox"/> 禁煙治療費について事業所が助成している事実が確認できるもの</p> <p>【禁煙治療費の助成以外の支援を行っている場合】</p> <p>以下のうち、2つ以上を提出すること。</p> <p><input type="checkbox"/> 禁煙セミナーの開催の事実が確認できるもの</p> <p><input type="checkbox"/> 県や市町村が開催する禁煙又は受動喫煙防止をテーマとした研修会等に参加した事実が確認できるもの</p> <p><input type="checkbox"/> 事業所独自の禁煙支援の取組内容が確認できるもの</p>

3 制度・施策実行(従業員の仕事と身体を健康づくりに向けた具体的な施策)

<p>認定要件</p>	<p>⑫ 常勤従業員に対して歯・口腔の健康に関する取組を行っていること。(選択要件)</p>
<p>設置趣旨</p>	<p>青森県の歯・口腔の健康状態が全国的にも悪いことを踏まえて、歯・口腔ケアに取り組む事業所を評価する。</p> <p>(青森県の40代で進行した歯周炎を有する者の割合66.7% 青森県の40歳で喪失歯のない者の割合77.8% 出典：H28青森県歯科疾患実態調査)</p>
<p>評価基準</p>	<p>i 協会けんぽ加入事業所については、協会けんぽが実施する「歯科健診事業」を申請日から過去1年以内に利用していること。</p> <p>ii 協会けんぽ非加入事業所(従業員5人未満の個人経営事業所に限る)については、申請日から過去1年以内に事業所として従業員に歯科健診を受診させていること。</p>
<p>基準適合を証する添付資料等</p>	<p>【協会けんぽ加入事業所の場合】</p> <p><input type="checkbox"/> 「歯科健診事業」の利用実績が分かるもの</p> <p>【協会けんぽに加入していない事業所の場合】</p> <p><input type="checkbox"/> 歯科健診票の写し等</p>

歯のケアはすべての基本。歯とお口の健康をキープするため、歯科健診の受診を！

歯科健診

を受けましょう

健診対象者 協会けんぽ青森支店の被保険者様

健診内容 ①問診 ②歯・歯肉の検査（歯垢、歯肉炎のチェック）
③歯科保健指導（健診時間は1人10分～15分程度）

健診場所 ①健診医館 水戸は
②健診医館が事業所へ訪問して実施することもあります。
※②の場合は、1回の健診人数が10人以上の場合に
限らせていただきます。

申込方法 ①歯医者の申し込み書記入
②FAXまたは郵送で事業所様からのお申し込みください。
③健診医館から事業所様へ日程調整の連絡があります。
※実施希望日のご連絡が完了した場合は、ご希望の日が満員
の場合は、実施希望日の1か月前
までに申し込みのお願いいたします。

健診料 1,000円（税別）
※通常料金は4,000円（税別）**本事業の特典として、通常料金の47%割引！**

協会けんぽ青森 歯科健診

検索

※ 協会けんぽ青森支店に勤務する歯科医師、歯科衛生士（以下「健診医館」といいます）による健診です。
※ 健診医館が事業所へ訪問して実施いたします。また、健診医館が10人以上の健診を実施する場合は、
※ 健診医館が事業所へ訪問して実施いたします。

全国健康保険協会 青森支部 TEL:017-721-2688 事務所 青森市青森2-28-3 コーポラ青森4C-1-111A室
協会けんぽ

歯科健診申込書

年 月 日

協会けんぽ青森支店 様へ

事業所 所在地

名 稱

代表者

下記のとおり実施されるようお願いいたします。

健診医館の番号				
健診実施場所 （〒XXXXXX）	<input type="checkbox"/> 健診医館 { }			
	<input type="checkbox"/> 事業所内 { }			
事業所情報	郵便-役所		電話番号	
	TEL		FAX	
実施希望月日	年 月 日 - 年 月 日			
実施希望時間	時 分 - 時 分まで			
健診希望人数	協会けんぽ青森支店 （代表者ご本人）			
	上記以外の方			
	合 計			
その他実施事項				

FAXまたは郵送で協会けんぽ青森支店へお申し込みをお願いします。
TEL:017-721-2688 / 事務所 青森市青森2-28-3 コーポラ青森4C-1-111A室 協会けんぽ青森支店

3 制度・施策実行(従業員の心と身体の健康づくりに向けた具体的施策)

<p>認定要件</p>	<p>⑬ 事業所において、常勤従業員の血圧測定及び体重測定が定期的に行われていること。 (選択要件)</p>
<p>設置趣旨</p>	<p>従業員自身の健康意識の向上を図るため、血圧、体重の測定を週1回以上日常的に取り入れている事業所を評価する。</p>
<p>評価基準</p>	<p>特定健診の対象となる40歳以上の従業員について、<u>申請日から過去1年以内</u>に定時に事業所内で、血圧測定、体重測定を実施し、各自に管理させていること。</p>
<p>基準適合を証する添付資料等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 血圧測定、体重測定の実施について従業員に周知した社内文書等の写し <input type="checkbox"/> 従業員が各自管理している血圧測定、体重測定の記録の写し（個人名は消すこと。）

4 評価・改善

認定要件	⑭ 40歳以上の常勤従業員の健康診断の受診結果を把握していること。（必須要件）
設置趣旨	特定健診の結果に応じた適切な保健指導の実施を促すため、40歳以上の従業員の特定健診の受診結果を事業主等が把握している事業所を評価する。
評価基準	<u>申請日から過去1年以内</u> に実施された40歳以上の常勤従業員の特定健診の受診結果について、記録管理していること。
基準適合を証する添付資料等	<input type="checkbox"/> 40歳以上の常勤従業員の特定健診の受診結果の記録の写し（個人名等は消すこと。）

5 法令遵守・リスクマネジメント

<p>認定要件</p>	<p>⑮ 労働保険料及び社会保険料を完納していること。ただし、社会保険料については適用除外に該当する場合を除く。 (必須要件)</p>
<p>設置趣旨</p>	<p>事業所は労働者を1人でも雇っていれば労働保険（労災保険分及び雇用保険分）と社会保険（健康保険分及び厚生年金保険分）に加入し、事業主として保険料の負担をしなければならないことから、その納付義務を確実に果たしている事業所を評価する。</p>
<p>評価基準</p>	<p>所定の期間において、労働保険料と社会保険料を完納していること。 ただし社会保険料については、個人事業者で常勤従業員が5人未満で適用除外に該当する場合は除く。</p>
<p>基準適合を証する添付資料等</p>	<p><u>i 労働保険料について</u> 【労働保険事務組合に加入している場合】 <input type="checkbox"/> 申請日の属する年度の前年度分（1年分）の労働保険事務組合の納入通知書の写し 【労働保険事務組合に加入していない場合】 <input type="checkbox"/> 申請日の属する年度の前年度分（1年分）の概算・確定労働保険料申告書の写し（労働局発行のもの）</p> <p><u>ii 社会保険料について</u> 【健康保険組合に加入している場合】 <input type="checkbox"/> 健康保険組合が発行する申請日の直前12か月分（注1）の健康保険料の納付証明書の写し及び年金事務所が発行する申請日の直前12か月分の厚生年金保険の納入確認書の写し 【健康保険組合に加入していない場合】 以下のうち、いずれか1つを提出すること。 <input type="checkbox"/> 本社所在地を所管する年金事務所が発行する申請日の直前12か月分の社会保険料の納入確認書の写し <input type="checkbox"/> 申請日の直前12か月分の社会保険料の領収書（納入告知額・領収済額通知書）の写し 【適用除外を受けている場合】 <input type="checkbox"/> 社会保険の適用を受けないことの申立書（様式2_別紙3）</p> <p>（注1） 直前12か月分とは、申請日の属する月の直前の月末を納期限とするものを最終月とする連続した12か月分のこと。 ただし、最終月の「納入告知額・領収済額通知書」が未着の場合や、納付直後のため社会保険料の納入確認書の証明が得られない場合は、最終月の前月までの連続した12か月分の確認資料を提出すること。</p>